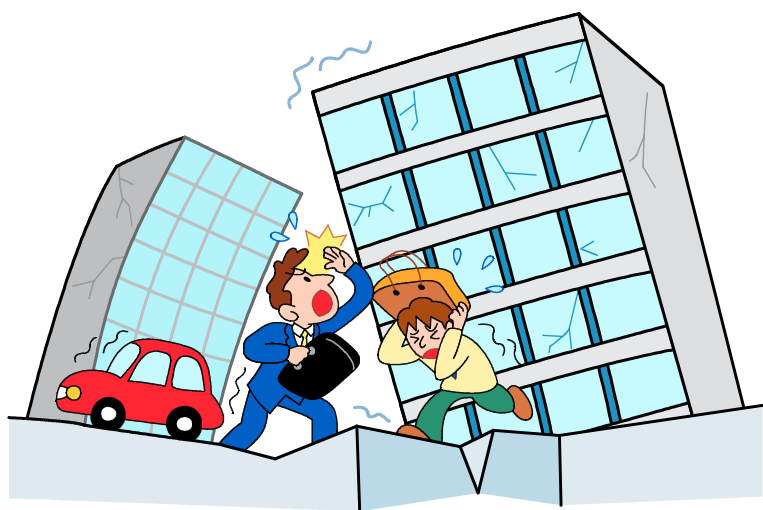


福島県災害時医薬品等供給 マニュアル

(令和7年5月27日改訂 第6版)



福島県保健福祉部薬務課

◆マニュアル制定の目的

本県では、平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を契機として、「福島県災害時医薬品等備蓄供給事業」を起ち上げました。

このマニュアルは、関係者の役割分担を中心に、県薬務課、保健福祉事務所（保健所）、医薬品卸組合、医療機器販売業協会、医療ガス協会、各医薬品等卸売業者（卸幹事営業所、その他の営業所）、医師会、薬剤師会、病院・診療所、市町村等がそれぞれの役割を、「災害に備えた事前対策」と「災害発生時の対応」に分けて記載し、災害発生時に備えるものです。

◆マニュアル改訂にあたって

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の際には、発生当日より各市町村、医療機関、避難所内救護所、DMAT等医療チームより医薬品の供給要請が多数寄せられたため、当該事業に基づき医薬品等の供給を行ったところです。しかし、発災当初は混乱が生じたため、医療機関等の希望に沿った十分な医薬品等を確保できず、全国からの救援医薬品等や日本医師会・薬剤師会、都道府県医師会・薬剤師会等から支援を受けました。

この経験を踏まえ、東日本大震災時の活動内容を検証するとともに、問題点及び課題の抽出を行い、その対応策等を協議することにより、更なる体制強化を図るため、平成24年度は関係団体からなる検討会を設置し、計3回にわたり協議いただきました。

ここで得られた貴重な意見を反映させるため、この度、マニュアルの改訂を行いました。

◆マニュアル改訂（第3版）にあたって

前回の改訂により、大規模災害時における県、関係団体等の役割分担を明確化したところですが、その改訂時には協定を締結できなかった医療ガスの調達業務について、平成25年度及び平成26年度には一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門福島県支部と検討会を2回開催し、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結いたしました。

この協定の内容等を反映させるため、この度、マニュアルの改訂を行いました。

◆マニュアル改訂（第4版）にあたって

前回の改訂から約6年が経過し、一部、フロー図の情報が現状と異なっている部分があることから、見直しを図り、マニュアルの改訂を行いました。

◆マニュアル改訂（第5版）にあたって

フロー図の情報を更新しました。

◆マニュアル改訂（第6版）にあたって

フロー図の情報を更新しました。

災害に備えた事前対策

〈ポイント〉

大規模災害時には、情報、通信及び交通の混乱が予想されるが、こうした混乱時において迅速な対応を行うには、平常時から県、医薬品卸売業者及び医療機器販売業者・医療ガス協会、関係団体等関係者の役割分担を明確化しておく必要がある。

〈災害時医薬品等の供給に関する関係者の役割分担〉

1. 薬務課

関係者間の連絡調整の役割を果たすとともに、必要な医薬品等の品目及び数量を決定し、その確保及び供給体制の整備を行う。

(1) 保健福祉事務所(保健所)を経由して毎月報告される各地区卸幹事営業所及び各地区のその他の営業所の備蓄(在庫)品目及び数量の把握。
→→(災害時医薬品等備蓄フローチャート)

(2) 災害発生時における医薬品等の供給要請ルートの整備。

(3) 災害発生時の医薬品等の供給指示並びに医療機関等への供給方法の確保。

(4) 必要に応じた各地区卸幹事営業所の備蓄状況調査。

(5) 県、市町村、医療機関、医薬品卸組合、医療機器販売業協会、医療ガス協会、各医薬品等卸業者、医師会、薬剤師会等関係者間の連絡調整。

2. 保健福祉事務所(保健所)

市町村、医療機関等からの災害時医薬品等の供給要請に備え、管内の卸幹事営業所の備蓄品目及び数量、その他営業所の在庫品目及び数量の把握を行う。

(1) 毎月報告される管内卸幹事営業所及びその他の営業所の備蓄(在庫)品目及び数量の把握。

(2) 管内卸幹事営業所及びその他の営業所からの毎月の備蓄(在庫)報告の薬務課への報告。

(3) 必要に応じた管内卸幹事営業所の備蓄状況調査。

(4) 災害発生時に備えた管内卸幹事営業所及びその他の営業所への供給要請の連絡体制の確保。

3. 医薬品卸組合及び医療機器販売業協会

災害発生時に備え、連絡体制及び組合(協会)内での各営業所間の相互協力体制の整備を行う。

(1) 保健福祉事務所(保健所)が被災する等の理由により薬務課から供給要請がされる場合もあるので、各営業所との連絡体制の整備。

(2) 被災地域内での供給要請に対し迅速な配送を行うための各営業所間での協力体制の整備。

4. 医薬品(衛生材料)卸売業者

災害発生時に、保健福祉事務所(保健所)から災害時医薬品等の供給要請があった場合、医療機関等へ可能な限り安定かつ迅速な供給を行うことができる体制を整備する。

卸幹事営業所

- (1) 県が指定する災害時医薬品等の表示を行い、良好な状態での備蓄。
- (2) 毎月の備蓄状況の県への報告。
- (3) 災害発生時に備え、医療機関等への医薬品等の迅速な供給を行うための体制整備。
- (4) 災害発生時に備えた災害時医薬品等搬出体制の整備。
(営業所内備蓄場所の早見表の作成、備蓄棚への表示等)
- (5) 各営業所内での災害発生時の対応マニュアルの整備。
(休日・夜間等の連絡体制の整備)
- (6) 備蓄医薬品等に対する薬効、用法、用量等の情報の整理、また、医療機関等からの医薬品等の供給要請は商品名でされる場合もあるので、備蓄医薬品等に対応する同効薬の情報の整理。
- (7) 備蓄医薬品(衛生材料)の添付文書の整備。

その他営業所

- (1) 毎月の在庫状況の県への報告。
- (2) 災害発生時には、在庫医薬品の範囲内で医療機関等への供給要請が考えられるので配送体制の整備。
- (3) 営業所内での災害発生時の対応マニュアルの整備。
(休日・夜間等の連絡体制の整備)

役割分担から、災害時医薬品等備蓄をフロー図で示すと以下のとおりとなる。

①委託契約について

- ・ 県と県医薬品組合及び医療機器販売業協会は、災害時医薬品等備蓄供給事業について委託契約を行い、災害時必要最低医薬品の確保と常時備蓄及び在庫状況の把握を行う。

②指示について

- ・ 薬務課は、保健福祉事務所(保健所)に管内の災害時医薬品等の数量を示し、備蓄及び在庫状況の把握を指示する。
- ・ 県医薬品卸組合及び医療機器販売業協会は、6医療圏毎にその地域の卸幹事営業所を1カ所選定し、災害時必要最低医薬品の備蓄を指示するとともに、その他の営業所には通常在庫内での医薬品等の確保を指示する。

③在庫報告について

- ・ 卸幹事営業所及びその他の営業所は、毎月の備蓄状況又は在庫状況を保健福祉事務所(保健所)へ報告を行う。
- ・ 保健福祉事務所(保健所)は、管内の卸幹事営業所及びその他の営業所からの災害時医薬品等の備蓄状況及び在庫状況の報告を受け、取りまとめて薬務課に報告する。
- ・ 薬務課は、保健福祉事務所(保健所)からの各地区の備蓄(在庫)品目及び数量の把握を行う。

5. 医療ガス協会

災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制を整備する。

災害発生時の対応

〈ポイント１〉

大規模災害時には、交通の遮断、電話回線の不通などが考えられるが、市町村、医療機関等から災害時医薬品等の供給要請に対する迅速な供給体制が重要となる。

〈ポイント２〉

災害発生時には、県が指定した災害時医薬品等については県又は**保健福祉事務所（保健所）**の管理下に入るものとする。

〈災害発生時における災害時医薬品等供給に関する関係者の役割分担〉

１．薬務課

被災地内を管轄する**保健福祉事務所（保健所）**を通じ、管内の卸幹事営業所及びその他の営業所の被災状況の把握、並びに災害時医薬品等の備蓄、在庫状況の再確認を行う。また、関係者との連絡を取り**保健福祉事務所（保健所）**へ必要な事項につき指示を行う。さらに、供給要請受付窓口を決定し、必要に応じ他の管内への協力要請を行う。

２．保健福祉事務所（保健所）

災害発生時は直ちに、卸幹事営業所及びその他の営業所への連絡体制を確保する。また、卸幹事営業所及びその他の営業所の被災状況を把握し、同時に備蓄状況、在庫状況の再確認を行い、市町村、医療機関等からの災害時医薬品等要請に対応する。

なお、管内の状況については薬務課へ随時報告する。

- （１） 管内の卸幹事営業所等への連絡体制の確保。
- （２） 管内の備蓄状況、在庫状況を把握し、災害時医薬品等の供給要請に対応。
（休日・夜間についても直ちに対応できる体制をつくること。）
- （３） 管内で対応不能な状況等が生じた場合は、薬務課へ直ちに連絡し、対応策を協議。
- （４） 管内の状況について随時薬務課へ報告。
- （５） 市町村、医療機関等からの供給要請に対しては備蓄・在庫量を考慮した効率的な対応。

３．医薬品卸組合及び医療機器販売業協会

各方部卸幹事営業所、その他の営業所について連絡を取り、被災状況を確認する。

また、被災地内で迅速な災害時医薬品等の供給を行うため管内及び他の地区からのバックアップを行う。

- （１） **保健福祉事務所（保健所）**が被災する等の理由により薬務課から供給要請がされた場合、卸幹事営業所及びその他の営業所への供給要請。
- （２） 被災地内での災害時医薬品等の供給を効率的に行うため、卸組合（協会）会員に対し卸幹事営業所のバックアップの指示。

4. 医薬品(衛生材料)卸売業者

災害発生時には、直ちに災害時医薬品等供給要請受付窓口を設置する。保健福祉事務所(保健所)からの供給要請があった場合には、医療機関等へできるだけ迅速な供給を行う。

また、被災地内の卸幹事営業所に対してはその他の営業所及び他の地区の営業所がバックアップを行う。

なお、被災地内で災害時医薬品等の不足等が生じることと考えられるので、他の地区の営業所も備蓄・在庫量の確認を直ちに行い、供給要請があった場合対応できる体制を整えること。

被災地内の卸幹事営業所

- (1) 災害時医薬品等供給要請受付窓口の設置。
- (2) 備蓄している災害時医薬品等の被災状況を把握し、品目、数量の再確認。
- (3) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員の確保。
- (4) 医療機関等から医薬品等の供給要請は商品名でされる場合もあるので、それに対応する備蓄医薬品等の情報の提供。(同効薬に関する情報。)

被災地内のその他の営業所

- (1) 供給要請受付窓口の設置。
- (2) 在庫医薬品等の品目及び数量の再確認。
- (3) 卸幹事営業所に対する配送車及び配送要員の提供。
- (4) 卸幹事営業所に対するその他バックアップ。
- (5) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員の確保。

他の地区の卸幹事営業所

- (1) 被災地区からの供給要請に備えた、災害時医薬品等供給要請受付窓口の設置及び、備蓄医薬品等の品目、数量の再確認。
- (2) 被災地区への災害医薬品等の配送準備。
- (3) 被災地区への配送車及び配送要員の提供。
- (4) 被災地区へのその他バックアップ。

他の地区のその他の営業所

- (1) 被災地区からの供給要請に備えた、災害時医薬品等供給要請受付窓口の設置及び、在庫医薬品等の品目、数量の再確認。
- (2) 在庫医薬品等の品目及び数量の再確認。
- (3) 被災地区への配送車及び配送要員の提供。
- (4) 被災地区へのその他バックアップ。

5. 医師会

医薬品等の需要状況について情報の収集を行い、また、適正な種類と数量の医薬品等供給要請を行うよう会員に周知する。

6. 薬剤師会

県との協定に基づき、救護所・避難所等で患者が医薬品等の適正な使用ができるように、医薬品等の保管・管理及び医薬品の確保に努める。

- (1) 救護所、避難所等における服薬指導、及び医薬品等の保管・管理体制の支援。
- (2) 医薬品等に関する情報の提供。

7. 病院・診療所

医薬品等の需要状況を把握し状況に応じた、適正な種類と数量の供給要請を行うこと。

また、大量に医薬品等を必要とする場合は、その旨を所轄の**保健福祉事務所(保健所)**へ連絡すること。

8. 市町村

市町村は、必要に応じて災害時医薬品等の供給要請を行う。

9. 医療ガス協会

各方部卸幹事営業所、その他の営業所について連絡をとり、被災状況を確認する。

また、被災地内で迅速な医療ガスの供給を行うため管内及び他の地区からのバックアップを行う。

- (1) 医療ガス等供給要請受付窓口の設置。
- (2) 薬務課から供給要請がされた場合、会員事業所への医療ガスの供給要請。

会員事業所

- (1) 供給要請受付窓口の設置。
- (2) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員の確保。
- (3) 医療ガス等を使用する施設の安全性確認。

附 則

このマニュアルは、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
このマニュアルは、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。
このマニュアルは、平成 27 年 9 月 30 日から施行する。
このマニュアルは、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
このマニュアルは、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
このマニュアルは、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。

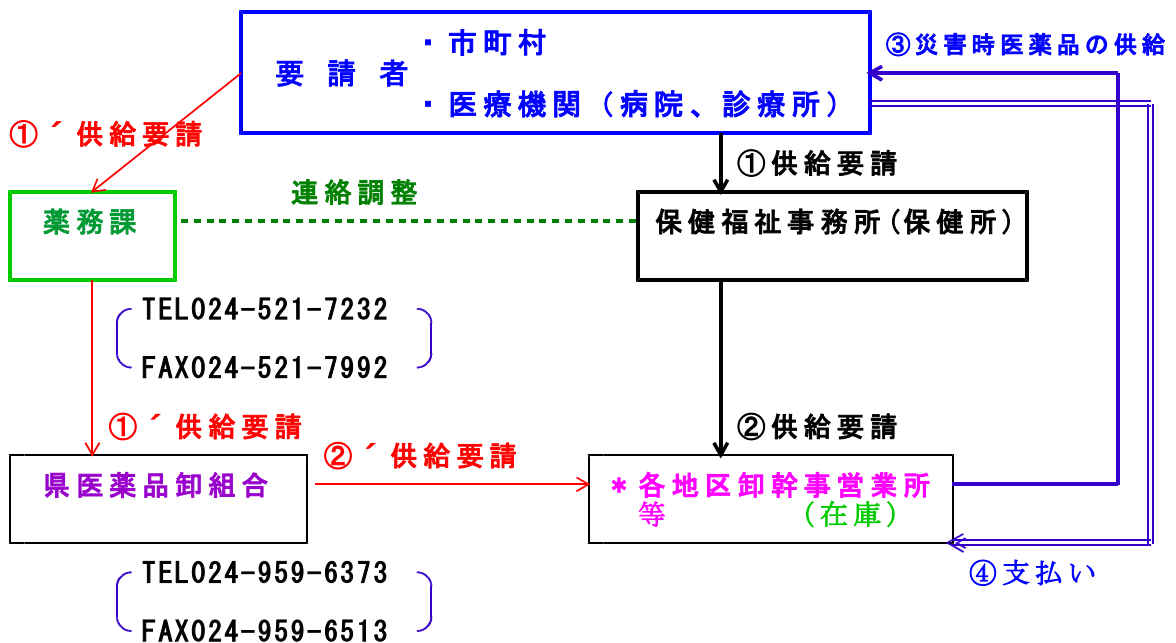
福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

このシステムは、災害発生時に県民が必要とする医薬品等（消毒薬含む）を、初動期（発生から1～3日）において確保し、**災害により医療機関等から通常のルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保**するために、県内を6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先
 福島県薬務課（電話024-521-7232）
 福島県医薬品卸組合（東北アルフレッサ）（電話024-959-6373）

災害時医薬品等供給フローチャート



①②：通常

①'②'：災害が広域、または保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

* 各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所

県北	県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162)
	株式会社スズケン福島支店	(TEL 024-525-1237, FAX 024-503-0709)
県中	県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825)
	東北アルフレッサ株式会社	(TEL 024-959-6614, FAX 024-959-6135)
	郡山物流センター	
県南	県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252)
	株式会社バイタルネット白河支店	(TEL 0248-23-2376, FAX 0248-23-2231)
会津	会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513)
	東邦薬品株式会社会津営業所	(TEL 0242-27-1771, FAX 0242-27-0654)
相双	相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328, FAX 0244-26-1332)
	東北アルフレッサ株式会社	(TEL 0244-22-5141, FAX 0244-24-1484)
	南相馬支店	
いわき	いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600)
	株式会社メディセオいわき支店	(TEL 0246-21-8835, FAX 0246-21-8871)

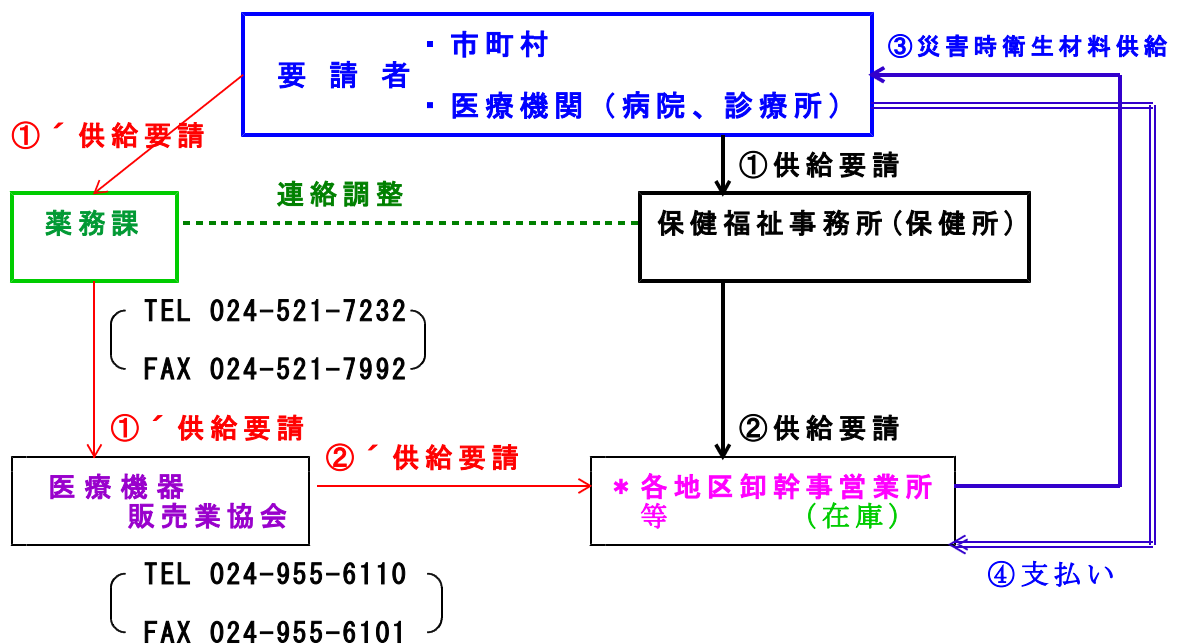
福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム

このシステムは、災害発生時に県民が必要とする衛生材料等を、初動期（発生から1～3日）において確保し、**災害により医療機関等から通常のルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内を6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。**

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先
 （ 福島県薬務課 （電話 024-521-7232）
 福島県医療機器販売業協会（（株）メディカルネット） （電話 024-955-6110） ）

災害時衛生材料等供給フローチャート



①②：通常

①'②'：災害が広域、または保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

* 各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所

県北	県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162)
	：エクスターメディカル株式会社	(TEL 024-991-9070, FAX 024-991-9069)
県中	県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825)
	：株式会社エヌジェイアイ	(TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243)
県南	県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252)
	：株式会社エヌジェイアイ	(TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243)
会津	会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513)
	：エクスターメディカル株式会社	(TEL 024-991-9070, FAX 024-991-9069)
相双	相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328, FAX 0244-26-1332)
	：株式会社日東福島支社	(TEL 0246-23-3177, FAX 0246-23-3186)
いわき	いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600)
	：株式会社三陽いわき営業所	(TEL 0246-27-7631, FAX 0246-27-3607)

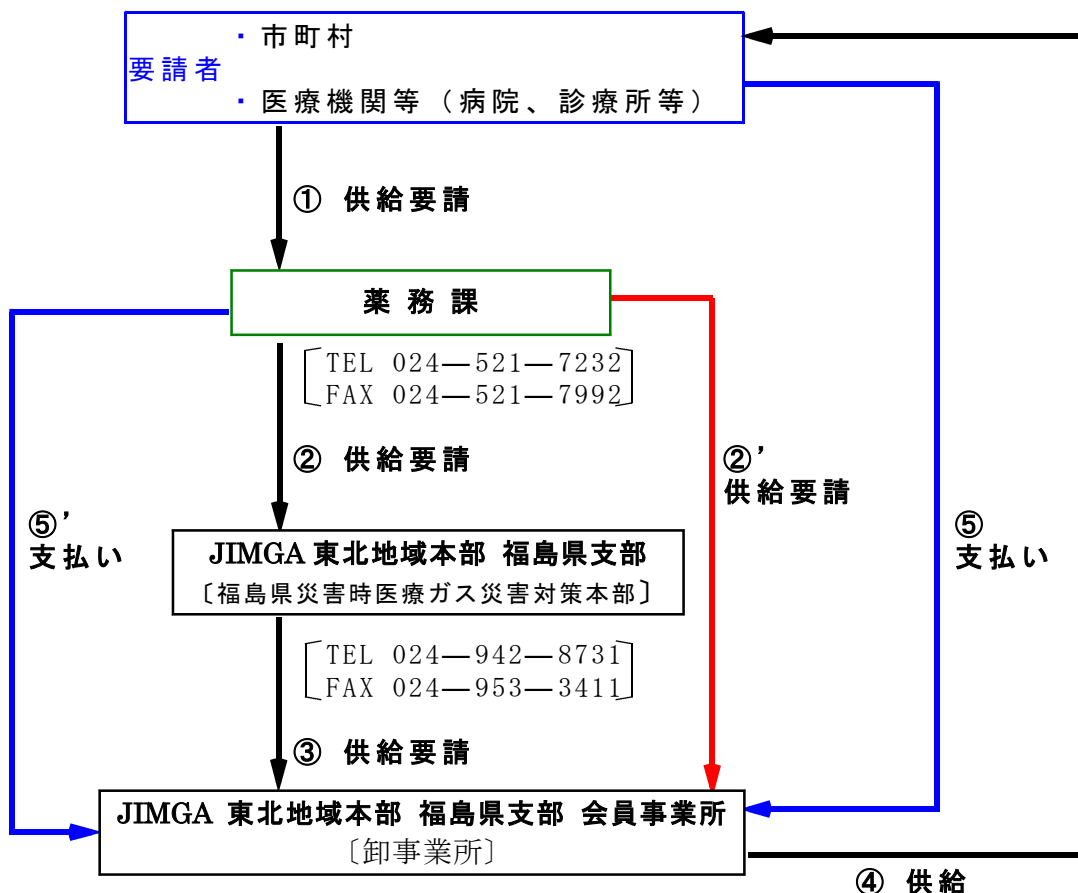
福島県災害時医療ガス等の供給システム

このシステムは、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、通常のルートでは供給が困難等の理由で医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、整備するものです。

供給要請は、福島県薬務課に行ってください。（電話024-521-7232）

※一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部 福島県支部を以下「JIMGA東北地域本部 福島県支部」と表記する。

災害時医療ガス等供給フローチャート



※ 医療ガスの代価の支払いは、原則として供給を受けた者（市町村、医療機関等）となる。なお、原則以外のケースでは、請求先を県とJIMGA東北地域本部 福島県支部で整理する。